

(証券コード 2667)

2025年4月15日

株 主 各 位

東京都品川区大崎一丁目6番3号  
株式会社イメージワン  
代表取締役社長 川倉歩

「臨時株主総会 その他の電子提供措置事項」の一部訂正について

2025年3月25日に当社ウェブサイトへ掲載いたしました「臨時株主総会 その他の電子提供措置事項」の一部に訂正すべき点がございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記の通り訂正させていただきますので、何卒、よろしくお願い申し上げます。

なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

訂正箇所：14から19ページの「その他の注記」に下線部を追加

(訂正前)

1. アリスタゴラ VC イスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) への出資(以下省略)
2. 係争事件の発生(以下省略)

(訂正後)

1. アリスタゴラ VC イスラエル・テクノロジーL.P. (ファンド) への出資(以下省略)
  2. 係争事件の発生 ((1)から(6)は省略)
- (7) 当社は、以下のとおり 2025年3月28日に訴訟を提起され、2025年4月10日に訴

状の送達を受けました。

① 訴訟の概要

今回提起された訴訟は、株式会社 Y・A ホールディングスが、バッテリーモジュールの販売元、当該販売元の元代表取締役でもある現代表取締役（当該取引時点における当時の当社代表取締役）および販売元の元取締役2名、蓄電池取引に関与した法人および代表取締役、当社の現代表取締役、現取締役1名、元取締役6名および当社を共同被告として、バッテリーモジュールの売買契約及びレンタル契約の締結に関連する損害賠償を求めて損害賠償等請求訴訟を提起しました。

② 訴訟を提起した者の概要

名称：株式会社 Y・A ホールディングス

所在地：大阪府東大阪市荒本北二丁目 2 番 47 号

代表者の役職・氏名：代表取締役 竹原正敏

③ 損害賠償請求金額（遅延損害金を除く）

62,315 千円

④ 今後の見通し

当社といたしましては、今後、相手方の主張及びその根拠を精査した上で適切に対応してまいります。当社があくまでも本蓄電池取引において、株式会社 Y・A ホールディングスからバッテリーモジュールのレンタルを受けた立場であり、当社の責任が否定されるよう法的正当性を主張・立証していくとともに、当社の取り得る法的な手段等を検討し、適切に対処してまいります。

なお、今後の業績に与える影響については、現時点では予測することは困難であります。

3. 課徴金納付命令の勧告

当社は、2025 年 3 月 28 日、有価証券報告書等に関し、証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第 20 条第 1 項の規定に基づき、当社に対する 6,507 万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告を行った旨の公表がなされました。これに伴い、2025 年 9 月期第 2 四半期決算（2025 年 1 月 1 日～2025 年 3 月 31 日）において、特別損失を計上する見込みになりました。

以上